

規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十五号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「橋本雅道」を「高柳三郎」に、「高柳三郎」を「山本悟司」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。